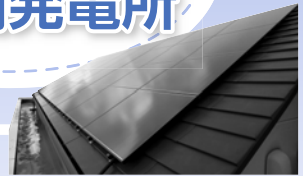




自然エネルギーは 地域のもの

No. 27

コナン市民 共同発電所



電力の見える化事業

平成24年度から実施している「電力の見える化事業」モニターに参加している20世帯のデータをもとに、立命館大学の協力を得て、分析しています。

立命館大学では、送電網への逆流をせず地域内で余剰電力を売買する地産地消の方法を研究しています。

電力などのエネルギーは、つくる場所と利用する場所が遠く離れている場合が多いですが、地産地消の方法では地域資源から得られるエネルギーを地域で効率よく活用することを推進します。

分析結果は、今後公開していく予定です。

☎地域エネルギー課(東庁舎)

📍71 ● 2302 ☎72 ● 2000

コナン市民 共同発電所の発電結果

・初号機 (バンバン発電所)

期間 12月9日～
1月12日

設備容量 20.8kW

発電量 1,493kWh

売電額 64,497円

・式号機 (甲陸発電所)

期間 12月3日～
1月6日

設備容量 105.6kW

発電量 5,906kWh

売電額 255,139円

🍎 イモ発電勉強会を開催します

■日時 3月12日(木)

午後1時30分～4時

■場所 中央まちづくりセンター

■講師 鈴木高広さん(近畿大学
生物理工学部教授)

久米辰雄さん(大阪ガス株式会
社エネルギー技術部技術顧問、
京都工芸繊維大学特任教授)



国民年金からのお知らせ

こんなときには手続きを!

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が入る制度です。

次のいずれかに当てはまるときは、年金事務所か市役所で手続きが必要です。届出を忘れて、保険料を納めていないと将来受給する年金額が少なくなったり、年金が受給できなくなったりすることがあります。

○20歳になったとき(誕生日の前日)

すでに就職して厚生年金・共済年金などに加入している人を除きます。

○会社などを退職したとき

扶養する配偶者(第3号被保険者)がいる場合は、配偶者も第1号被保険者への種別変更の手続きが必要です。

○第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき

収入が増えたとき、離婚

☎草津年金事務所国民年金課
☎077●567●2220

したときなどは、第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きが必要です。

国民年金 被保険者の種別

【第1号被保険者】

自営業者・学生など日本国内に住む20歳以上60歳未満の人

【第2号被保険者】

厚生年金保険・共済年金に加入している原則65歳未満の人

【第3号被保険者】

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者